

平成 2 2 年第 1 2 回 ( 1 2 月 )

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日 時 平成22年12月10日(金)  
開 会10時00分 閉 会11時00分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 委員の定数 15名  
出席委員数 13名  
欠席委員数 1名  
欠 員 1名

出席委員の氏名 石丸 茂信、岡 万寿夫、梅林 陟、豊田 和義  
和才 直俊、恒成 一治、是木 則幸、奥家 信弘  
賀部 正直、矢頭 道雄、守口 信義、瀬口 勝美  
是木 輝義  
欠席委員の氏名 若山 善一

4. 議 案

議案第28号 農地の賃借料情報の公表について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第30号 T P P 交渉参加断固阻止に関する決議について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤尾 肇一

事務局職員 赤尾 慎一

事務局 委員の皆さんおはようございます  
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。  
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。今年最後の委員会でございます。  
2～3日寒い日が続いておりますが、みなさん体調は如何でしょうか。  
風邪など引かず、どうぞご注意下さい。  
本日は若山委員が体調を崩し欠席であります。委員13名の出席  
であります。本日の議事事項は、議案が3件と報告事項が1件で  
ございます。最後までどうぞよろしくをお願いいたします。  
それでは、本日の議事録署名人に石丸委員と岡委員を指名いたし  
ます。では議事に移ります。「議案第28号 農地の賃借料情報の  
公表について」事務局説明をお願いいたします。

議案第28号  
事務局

議案第28号についてご説明いたします。  
1ページをお開き下さい。「議案第28号 農地の賃借料情報の公  
表について」農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」とい  
う。）第52条の規定により、農地の賃借料情報を別紙のとおり公  
表する。吉富町農業委員会会長 是木輝義  
これは、改正農地法施行により標準小作料制度は廃止されたこと  
から、改正農地法第52条の規定により農地の賃借料情報を提供す  
る必要があるためであります。2ページの吉富町農地賃借情報をお  
開き下さい。本年1月から11月までに農地の賃借権契約を締結さ  
れたものを元に賃借料を算定しています。賃借権契約には現金支給  
が5件、米による物納が17件であります。  
米による現物支給の場合は現金換算し、米1俵当りの価格を農協に  
問い合わせたところ、米の価格が確定している平成19年産米の価  
格14,000円を1俵当りの単価はしています。  
平成21年度賃借料では米の価格は15,000円としていまし  
た。

会 長 事務局より説明がありましたが、14,000円は今年ですか？

事務局 農協に問い合わせをしたところ、平成20年産から平成22年産  
米については清算が完了していないことから、米価は平成19年産  
を基礎単価としています。

会 長 現金支給が5件、米による現物支給が17件ですか？

石丸委員 データ数としては少ないですね

事務局 使用貸借による利用権設定の割合が高いです。

矢頭委員 賃借権のほとんどは、以前から小作で作っている人が多いのではないですか。

和才委員 これは公表するのですか

事務局 先ほど議案の説明でも申し上げたように、改正農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を提供する必要があります。

和才委員 公表が悪いわけではないが、公表することで問題が起こることも考えられる、高いところは14,000円も貰っているところがあるのなら、自分ところもとなってくる心配がある。

石丸委員 データ数が少ないのと、使用貸借権の設定がどのくらいあるのかわからない。

瀬口委員 去年もこれを勘違いした人がいて、皆こんなことをしていると思っている。去年も同じ事を言ったんだけど。

事務局 それでは、委員会としては賃借料情報に使用貸借権件数も加えることや、物納での情報も合わせて記述する事でよろしいですか

各委員 各委員異議なしの声あり

会 長 このようなものはアンケート等も同様ですが、100の内30の回答しかないでも、それが結果となってしまふ恐れがあるので、先ほどのことを加えることとして、議案第28号に関しましては、使用貸借権件数も加える事で承認することと決めます。

会 長 それでは、次に「議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

#### 議案第29号

事務局 「議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」ご説明いたします。農地法第5条の申請による所有権移転による転用です。

3 ページをお開き下さい。申請地は今吉〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積368㎡で、所有者・耕作者共に中津市のAさん並びに今吉〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積120㎡で、所有者・耕作者共に本町今吉のBさんです。共に今回申請の譲渡人で、議案4ページ吉富町全図の赤丸で囲んだ箇所が申請地となります。詳細な位置は5ページの赤色で彩色した箇所で、6ページに地籍図、7ページに地籍測量図を添付しています。

3 ページに戻ってください。譲受人は、本町広津〇〇〇番地〇のCさんで、本件の転用理由並びに事業計画を説明いたします。

転用利用は譲受人の現在の居宅が手狭になり、計画している住宅が建てること出来ないことから、譲渡人2名の農地を転用し所有権移転により住宅を建設するものです。

事業計画としましては、木造瓦葺2階建ての一般住宅建築で、建築面積122.21㎡、建ぺい率25%であります。議案8ページ・9ページに計画図を添付しています。

転用目的の確実性については、見積書並びに金融機関の融資証明が添付されており、計画は確実であると判断されます。付近農地への被害の有無については、東側は町道に、西側と北側は農地に接しています。南側は住宅地となっています。

申請地が目的に使用することが可能か否かについての判断ですが、議案10ページに農地区分の判定基準を添付しています。

申請地の所在する区域は都市計画のその他区域で、申請地は農業振興地域内の農用地区域外農地であり、近年宅地が進んでいる区域に隣接する農地であり、判定手順の第3段階、宅地化の状況が著しい区域に近接し、かつ、農地の広がり10ha未満であることから、農地区分は第2種農地と判断します。

なお、この申請地については、農林事務所の現地確認時には表土が剥がされ、北側は擁壁が既に作られている状態にあることから、無断転用と判断され、始末書を提出するよう指示を受けました。

擁壁を設置していたのは〇〇〇番地〇の北側〇〇〇番〇との境界であり、業者からこのような状況に至った経緯を聞いたところ、この土地は窪地で、隣地から水が入ることと境界をはっきりさせるために畦畔コンクリートを設置したとの事です。

以上で説明を終わります。

豊田委員

申請地については事務局説明のとおりです。申請地は水を田に入れるのも苦勞するところで、この近辺は最近宅地化が進んでいるところでもあり、地元委員としては問題はないと思います。

会 長

それでは、何か質疑はありませんか

瀬口委員

これは既に家が建築中のところですか？

事務局 8ページの地籍図をご覧ください。現在建築中の土地は〇〇〇番〇で7月の総会で審議して転用が許可された土地であり、造成が完了している西側の土地〇〇〇番〇は10月の総会で審議し、同じく転用が許可された土地です。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 ございませぬようでしたら、地元としてはやむを得ないということであり、既に手を付けられている状況にあるということですが、事務局が後の処理をしているところであり、議案第29号については承認することにご異議はございませぬか。

各委員 異議なしの声あり

会 長 では、議案第29号に関しましては承認することと決めます。次に「議案第30号 TPP交渉参加断固阻止に関する決議について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

#### 議案第30号

事務局 「議案第30号 TPP交渉参加断固阻止に関する決議について」 TPP交渉参加断固阻止の要請について別紙のとおり決議を求め。平成22年12月10日吉富町農業委員会会長 是木輝義（決議文を朗読）

これについては、11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定され、その中で関係国との協議を開始するとしております。福岡県農業会議としても、農業・農村、地域社会・経済を守るため、11月30日の常任議員会議で「TPP交渉参加断固阻止に関する決議」を行い、反対運動を展開するとしたことから、本委員会にも、同様に取り組みを要請されています。

なお、この決議については要請書と共に町並びに議会に提出するよう要請されています。内容については以上で説明終わります

会 長 事務局より説明がありましたように、県農業会議からの要請であり皆さんなにか質疑ありませんか。

瀬口委員 これはどこからの要請ですか

事務局 県の農業会議からです。農業委員会系統組織は、農業者からの公選及び農業団体の理事等からの推薦による農業委員からなる市町村農業委員会、市町村農業委員会会長と都道府県段階の農業団体からなる都道府県農業会議、都道府県農業会議と全国段階の農業関係団

体からなる全国農業会議所となっています。

和才委員 農協の理事会でもこのことが審議され、各市町村に要請することとしています。

会 長 それでは「議案第30号TPP交渉参加断固阻止に関する決議について」については、本農業委員会からの要請文と共に決議文を町並びに議会に提出することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会 長 それでは、決議文を町長並びに議会に手渡しすることとします。次に報告事項「農地法第3の3第1項の規定による届出について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

報告事項  
事務局

12ページをお開き下さい。

番号1について説明します。

平成22年11月15日付けで受理した、本町広津のDさんからの届出の農地については一覧表をご確認ください。11筆、5,063m<sup>2</sup>を相続したものです。

権利を取得した日は平成23年9月16日、取得した権利は所有権であります。耕作の状況については、広津〇〇〇番地を除き、全て利用権設定がされています。広津〇〇〇番地については農業委員会による斡旋等の希望については無い旨の届出がされております。

番号2について説明いたします。

平成22年11月24日付けで受理した、本町直江のEさんからの届出の農地については一覧表をご確認ください。

権利を取得した日は平成22年11月10日、取得した権利は所有権であり、農業委員会による斡旋等の希望については、今後も自ら耕作を行うとの事であり希望はないとのことであります。

以上で報告終わります。

会 長 事務局より説明がありました。この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは、本日の議事は全て終了しました。事務局からその他何かございますか？

事務局 次回の委員会の日程ですが、定例日は10日ですので、1月の総

会は如何いたしましょうか

矢頭委員 例年1月は農業委員会委員選挙人名簿の関係があることから、20日頃だったと思いますが

会 長 毎年たしかそうだったと思います。特に来年は改選の年でもあり、1月はそれくらいの日程だったと思いますので20日前後で日程調整をして1月の総会日程を設定してください。

事務局 日程については、決定次第通知を差し上げますのでよろしくお願い致します。

会 長 それでは、これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

11時00分 閉会